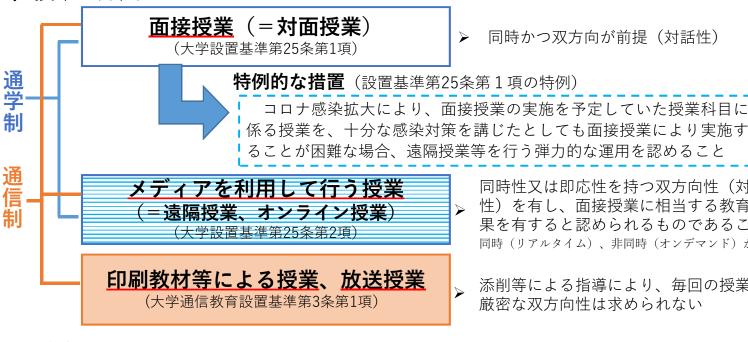
## 大学における授業の方法と教育課程

### 1 授業の方法



同時かつ双方向が前提(対話性)

同時性又は即応性を持つ双方向性(対話 性)を有し、面接授業に相当する教育効 果を有すると認められるものであること 同時(リアルタイム)、非同時(オンデマンド)が可能 他の災害時も 特例措置が適 用されること の明確化 (R3.4通知)

活用促進に向 けた趣旨の明 確化 (R2.12通 知)

添削等による指導により、毎回の授業に 厳密な双方向性は求められない

※ 赤字下線は法令上の用語

2. 教育課程

卒業に必要な単位数 = 124単位

通学制

面接授業(64単位~)

遠隔授業可:60単位まで

(※) 現行制度でも60単位分は全て遠隔授業で行えるほか、残り64単位分も授業のうちで 主として面接授業を行えば、その一部(半分未満)は遠隔授業を実施可能



遠隔授業の趣旨 の明確化 (R3.4通

通信制

面接授業 (遠隔授業可) 放送授業で代 (30単位以上) 替可(10単位 まで)

主に印刷教材等による授業、放送授業

(~94単位) ※面接授業・遠隔授業も可

(※) 通信教育課程の場合、面接授業を全く行わなくても可能(例:サイバー大学、ビジネス・ブレークスルー大学)

## 大学における授業に関する法令上の規定等

### 〇大学設置基準(昭和31年10月22日)

第二十五条 授業は、<u>講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか</u>により<u>又は</u>これらの<u>併用</u>により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【※】により、<u>前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該</u> 授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【※】平成13年3月30日文部科学省告示第51号 「メディアを利用して行う授業」について 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれか の要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。

- 1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの
- 2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは 指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等に よる十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

#### 第三十二条

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、<u>第二十五条第二項の授業の</u> 方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

#### 〇大学通信教育設置基準(昭和56年10月29日)

- 第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業(以下「<u>印刷教材等による授業</u>」という。)、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(以下「<u>放送授業</u>」という。)、大学設置基準第二十五条第一項の方法による授業(以下「<u>面接授業</u>」という。)若しくは同条第二項の方法による授業(以下「<u>メディアを利用して行う授業</u>」という。)の<u>いずれか</u>により<u>又は</u>これらの<u>併用</u>により行うものとする。
- 2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たつては、添削等による指導を併せ行うものとする。
- 第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち<u>三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するもの</u>とする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

### 大学等における遠隔授業の取扱いについて(令和3年4月2日高等教育局長通知)①

- 1. 遠隔授業の実施に関する取扱い
- ・ 大学設置基準第25条第2項等で規定する遠隔授業により実施する授業科目において修得する単位数は、同令第32条第5項等の規定により60単位を超えないものとして上限が設定されているが、同令第25条第1項等で規定する面接授業により実施する授業科目は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定したものであり、例えば、面接授業の授業科目の一部として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性(対話性)を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、上記上限の算定に含める必要はないこと。
- ・ 通信教育を行う大学・学部においては、大学通信設置基準第6条の規定により、同令第3条第1項で定める大学設置基準第25条第2項の規定による遠隔授業によって実施する授業科目で修得した単位のみの卒業も認められること。
- 上記取扱いにより、例えば、海外に在住する日本人学生や自国にいる外国人留学生に対し、海外から遠隔授業による履修や日本を訪問し国内で面接授業を履修するなど、柔軟に教育手法を組み合わせて教育が行えるなど、大学での創意工夫が可能であること。
- ・ なお,<u>通信教育を行う大学以外の大学は,学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校</u>であり, 各大学は,学生に寄り添った対応を講じ,学生が安心し,十分納得した形で学修できる環境を確保するこ とが重要であること。
- 2. 感染症や災害の発生等の非常時における特例的な措置に関する取扱い
- ・ 令和2年7月27日付大学振興課事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」等において示している通り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合において、大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められているが、今後も、感染症や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、本来面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により実施することが困難な場合において、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的な運用が認められること。

### 大学等における遠隔授業の取扱いについて(令和3年4月2日高等教育局長通知)②

### 3. その他

- ・ 1. で示した遠隔授業の実施に関する取扱いについて、<u>遠隔授業の実施方法・形態として様々なものが考えられることから、今後必要に応じて具体的な取扱い例について、令和2年5月22日大学振興課事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について(5月22日時点)」を更新する形で示す予定であること。</u>
- ・ 2. で示した大学設置基準第25条第1項等に規定する面接授業の特例的な措置として弾力的な運用が認められる遠隔授業の取扱いについては、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性(対話性)を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められるものであることなど、令和2年12月23日高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について」等で示す留意事項について引き続き参照すること。
- ・ 1.2.で示した取扱いについては、留学生についても適用されること。また、留学生に対する学修機会の確保等については、令和3年3月31日高等教育局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する日本人留学生及び外国人留学生等への情報提供及び学生の学修機会の確保について」を引き続き参照すること
- 新型コロナウイルス感染症の影響下における授業の実施に当たっては、先に令和3年3月4日付高等教育局長通知「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」において示しているとおり、十分な感染対策を講じた上での面接授業の実施など、学修者本位の教育活動の実施と新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組に努めること。

## 遠隔授業の活用等に係るQ & A ( 令和3 年5 月14 日事務連絡) (抄) ①

- 問9 遠隔授業の実施方法として,一度に対面で受講する人数を制限し,一部の者は面接授業により,残りの者は遠隔授業(同時双方向)により受講させる授業を交互に行う場合,このような授業科目の扱いはどのように考えるか。 【新規】
- 例えば、受講者を半数に分け、交互に対面と遠隔とによる受講を行う場合など、全ての学生が半分以上の 授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目は、面接授業として取り扱うことで差し支えありません。
- 問10 授業科目として全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講することを求めていたとしても、特定の学生が病気等により対面での授業を受けられない回が生じ、半分以上の授業時数を対面で受講できなかった場合、その当該学生の授業科目における扱いはどのように考えるのか。【新規】
- 結果として、一部の学生の事情により、当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合でも、当該授業科目は面接授業として取り扱うことで差し支えなく、当該学生を含めて、大学設置基準第25条第2項の授業の方法により修得する単位として計算する必要はありません。
- 問11 授業科目として全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講することを求めていたとしても、基礎疾患等を有する一部の学生が感染リスクを恐れる場合など、大半の授業を遠隔授業での受講を希望する学生がいる場合はどのように扱うのか。【新規】
- 問10 と同様,全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講するよう求めている場合であれば、基礎疾患を有する学生や障害を有する学生など一部の学生個人の希望により、結果として当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合があるとしても、当該授業科目は面接授業として取り扱うことで差し支えなく、当該学生を含めて、大学設置基準第25条第2項の授業の方法により修得する単位として計算する必要はありません。
- 問12 1つの授業科目の受講者を2グループに分け、15 コマの授業を面接授業と遠隔授業とでグループ別に交互に実施した場合、一方のグループは対面での授業時数が半分を下回る場合も考えられるがどのように取り扱うのか。【新規】
- 面接授業として取り扱うためには,例えば,全員の対面での参加を求める授業を1回以上設けるなど,<u>いずれのグ</u> ループも半分以上の授業時数を対面で受講できるようになっている必要があります。

# 遠隔授業の活用等に係るQ & A ( 令和3 年5 月14 日事務連絡) (抄)③

問13 ある授業科目の授業時数(例:100 分)を2つに分割して実施することとし、学生は50 分相当の遠隔授業(オンデマンド)を 受講するとともに、面接授業(反転学修型)を50 分間教室で受講する場合は面接授業として取り扱ってよいか。【新規】

- 分割した授業時数を一体の面接授業として取り扱うためには,
  - ① 平成13 年文部科学省告示第51 号2 号で定める授業終了後の指導等の要件を担保すること, 若しくは, 遠隔授業 (オンデマンド) と面接授業が交互に行われ, 面接授業の中で遠隔授業 (オンデマンド) で学ぶ内容の指導が行われるよう授業設計されていること,
  - ② 当該授業科目の講義等における総授業時数の半分以上について対面での授業が実施されていること,
  - ③ 講義等の時間以外にも、授業外学修時間を課す手立てを確保していること, など、遠隔授業(オンデマンド)の取組により実質的に授業外学修時間が代替されるようなことがないなど、授業 科目全体として適切な教育が行われるよう留意が求められます。
- このような取り扱いが確保されている限りにおいて、お尋ねのような形での授業の実施を面接授業として取り扱う ことが可能と考えられます。

## 【参考】新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた大学における授業に関する通知等

- 〇令和2年度における大学等の授業の開始等について(令和2年3月24日高等教育局長通知)
  - 大学設置基準第32条第5項等の規定により、卒業の要件として修得すべき単位のうち、遠隔授業の方法により修得できる単位数については、大学院及び通信制の大学を除き、60単位(中略)を超えないものとして上限が設定されているところ、面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であって、授業全体の実施方法として、主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有すると各大学等の判断において認められるものについては、上記上限の算定に含める必要はないこと。
- ○大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて(令和2年6月5日高等教育局長通知) 本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合において、(中略)①大学設置基準第25条第1項は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定しているが、今回の特例措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学が認めるものについては、面接授業に限らず、自宅における遠隔授業や授業中に課すものに相当する課題研究等(以下、「遠隔授業等」という。)を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められること。(中略)②上記特例的な措置として認められる遠隔授業等は、同条第2項の規定による遠隔授業ではなく、同令第32条第5項の規定は適用されないことから、同規定の60単位の上限に算入する必要はないこと。
- 〇本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について(令和2年7月27日高等教育局大学振興課事務連絡) 新型コロナウイルス感染症への対応のため、次年度の遠隔授業の実施についても、引き続き、60単位の上限への算入は不要 とする特例措置を講ずること
- 〇大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について(令和2年9月15日高等教育局 長通知)
  - 7月事務連絡等においてお示ししている特例的な措置として認められる遠隔授業は、十分な感染対策を講じたとしても面接 授業を実施することが困難である場合に限り実施可能であること。
- 〇大学等における新型コロナウイルス感染症の徹底と学生の学修機会の確保について(令和2年12月23日高等教育局長通知) 6月通知、7月事務連絡、9月通知等、累次にわたってお示ししている遠隔授業等の実施に関する特例的な措置は、新型コロナウイルス感染症への対応として、以下の事項を踏まえたうえで、大学設置基準第25条第1項に規定する面接授業の特例として弾力的な運用が認められるものであることから、各大学等におかれては、本特例の適用に当たっては、改めて、以下に掲げる事項に御留意ください。
- ・ 遠隔授業等の実施に関する特例的な措置として認められる遠隔授業等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、<u>本</u> 来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を予定通り実施することが困難な場合であって、十分 な感染症対策を講じたとしても面接授業を実施することが困難である場合に限り実施可能であること。
- ・ 遠隔授業は、同時かつ双方向に行われるものや、毎回の授業の実施に当たって当該授業の終了後すみやかに指導を併せ行う もので、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているものなど、いわゆる<u>同時性又は即応性を持つ双方向性</u> (対話性)を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められるものであること。